入札公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

2025年11月4日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院

院長石原司

- 1 競争に付する事項
- (1) 件名及び数量 入院セット提供業務契約 一式
- (2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 貸付(業務)期間

自 2026年4月1日

至 2029年3月31日 (3年間)

リネン保管庫の設置及び撤去に関する期間を含む

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し更新は行わない。

(4) 貸付場所

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院

- (5) 選定基準及び評価基準
 - ① 本件は、見積価格と企画提案書の内容等の総合評価によって交渉権者を決定する公募型企画競争入札である。
 - ② 選定基準及び評価基準は入札説明書及び仕様書による。
- 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項
- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又 は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある 場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に 参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号 に揚げる者
- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間 一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者につい ても、同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実 に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人 、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付され、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (7) 法人等を設立して5年以上経過しており、入院セット提供業務について、良好な運営実績が3年以上 あること。
- (8) 当病院と同規模の病院において、入院セット提供業務実績を有すること。
- 3 契約条項を示す場所

〒400-0025 山梨県甲府市朝日3丁目11番16号 独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院 総務企画課経理担当契約係 電話 055-252-8831

- 4 公募型企画競争入札執行の場所及び日時
- (1) 入札前提出書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記3に同じ。
- (2) 交付期間及び交付方法

本公告から2025年12月5日(金)までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の 交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から16時00分まで) (名刺持参のこと)

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担)にて交付を行うので 上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

※機密保持に関する誓約書は、当病院HPの入札情報から両面印刷すること。

- (3) 応募参加申込書及び企画提案書書類(入札説明書「4.」に記載されているもの)受領期限 2025年12月8日(月) 16時00分(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)
- (4) 入札説明会

入札説明書(仕様書)交付時に臨時実施

- (5) プレゼンテーションの日時及び場所
 - ①企画提案書説明(プレゼンテーション) プレゼンテーション 15分、質疑 5分程度を予定 2025年12月12日(金) 2階会議室
 - ②企画提案書説明(プレゼンテーション) 開始時間等詳細については、応募参加申込書等入札関係書類提出時に説明する。
- (6) 開札日時及び場所

2025年12月17日(水) 10時30分 2階会議室

(7) その他

企画提案書については、正本1通及び副本5通計6通を提出すること。

正本1通及び副本5通計6通の提出がない企画提案書及び所定の企画提案書様式に入札者の記名押印がないものは提出がなかったものとみなす。

- 5 その他必要な事項
- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札参加者に要求される事項

この公募型企画競争入札に参加を希望する者は、上記「4.(3)」については受領期限日までに 提出しなければならない。入札参加者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記 証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

当病院契約審査委員会にて指名した評価者において、企画提案内容を採点表にて評価し、最も得点の高い者を第一交渉権者として決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 応募に関する留意事項

① 資料の取り扱い

当病院が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、当病院の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、 又は、内容を提示することを禁止する。

② その他

当病院が提示する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(8) 詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

西曆 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院 院長 石原 司 殿

住所 (所在地)

氏名(法人名) 印 (代表者名)

電話番号:() -

E-mail :

_____(以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院 入院セット提供業務契約に係る入札の検討(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社 に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される 一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではあり ません。
 - (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
 - (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求 その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し公表しません。
 - 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者 に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
 - (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2)機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における 当該官公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開 示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報 に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。
 - 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴院の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管 轄裁判所とすることに同意します。

以上